

県と市町村の連携協定による まちづくり

平成28年 5月23日
奈良県 まちづくり推進局

1. まちづくり連携協定の概要

- まちづくり連携協定の趣旨
- まちづくり連携協定の進め方
- 個別協定における財政支援（ハード、ソフト、県有資産の譲渡・貸付）
- まちづくり連携協定H28関連予算

2. これまでの取組状況

- これまでの取組について
- 各地区の進捗状況

3. 具体的な取り組み事例

- 天理駅周辺地区（天理市）
- 中和幹線栗殿近隣周辺地区（桜井市）

○まちづくり連携協定の趣旨

まちづくりの課題

- ・住宅地が30年以上経過し、住民も高齢化し、リニューアルが必要
(ニュータウンのオールドタウン化)
- ・奈良県は、鉄道駅周辺の開発に手つかずのところが多い
- ・県、市町村の公有施設の老朽化が進み、リニューアル、利用形式の見直しが必要



県と市町村で連携・協働した取組が必要

まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、
その方針が県の方針と合致するプロジェクトについて、
県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施



連携協働のまちづくりのプロセス

- ・ 連携協働のまちづくりの地区を決め、単一、合同のまちづくりプランを作成する
- ・ 当該地での県事業、市町村事業、合同事業を確定し、役割分担を決める
- ・ 県は、市町村事業へ技術支援・財政支援（まちづくりの中心となる拠点施設等のハード整備に係る市町村負担の公債費のうち地方交付税算入額を差し引いた額の1/4補助、ソフト事業に係る市町村負担額の1/2補助、県有施設・県有地の貸付譲渡減額20%加算）を行う

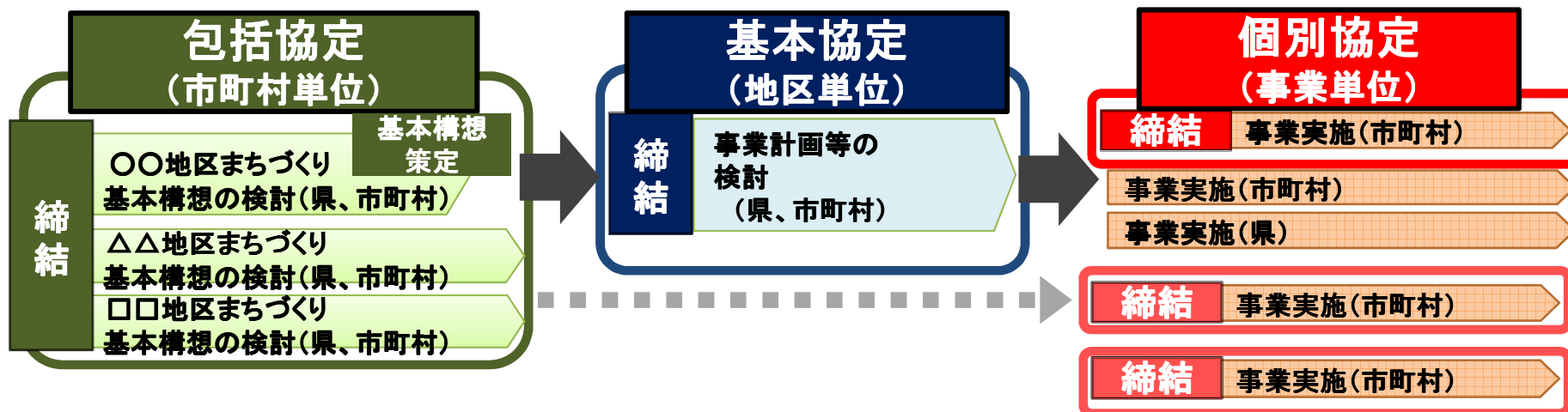


効果

- ・ 一体的に検討することにより、県・市町村職員に共通認識が発生し、それぞれのまちづくり能力が向上する
- ・ 県、市町村の施設、土地が有効に利用できる
- ・ 地元関係者の意見を合同でくみ上げることができる

○まちづくり連携協定の進め方

プロジェクトの進捗にあわせ、段階的に協定を締結し、市町村を支援



	包括協定	基本協定	個別協定
県の支援	先進事例の紹介や技術的助言など	技術的助言や事業メニューの紹介、関係機関との調整を円滑に進める支援など	まちづくりの中心となる拠点施設や周辺の公共インフラの整備等に係る事業に要する市町村負担額の1/4を県が補助等
	市町村との協働により基本構想・基本協定を策定(市町村が負担する検討費用の1/2を県が補助)		

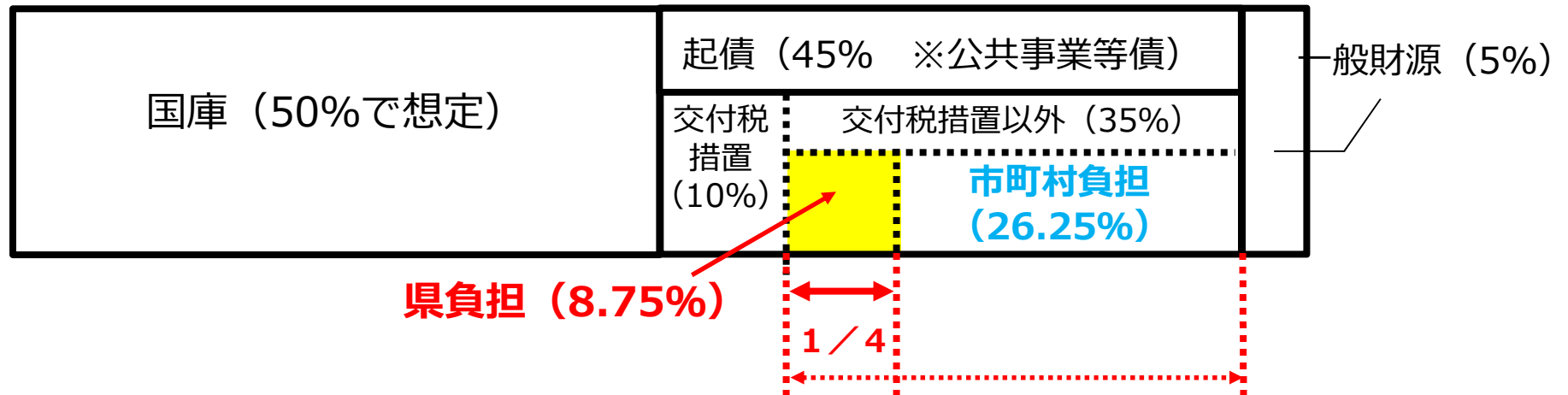
○個別協定における財政支援（ハード事業）

補助対象

- まちづくりの中心となる拠点施設の整備
- まちづくりの拠点施設周辺の公共インフラの整備

補助率

市町村公債費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の 1/4



補助の方法

補助対象事業年度の翌年度に一括して補助

○個別協定における財政支援（ソフト事業）

補助対象

地区の持続的発展や活性化を企図した、賑わいづくりの「イベント」や「地域における移動の確保等」に資する取り組み

対象例

- ・ イベント
- ・ 地域における移動の確保に必要な事業（バス運行、レンタサイクル等）
- ・ ハード事業の事業化のための検討・計画・調査費

補助上限額

それぞれで上限20,000千円

補助率

市町村負担額の1/2

補助期間

原則3年（超える場合は別途協議）

補助の方法

事業年度に補助

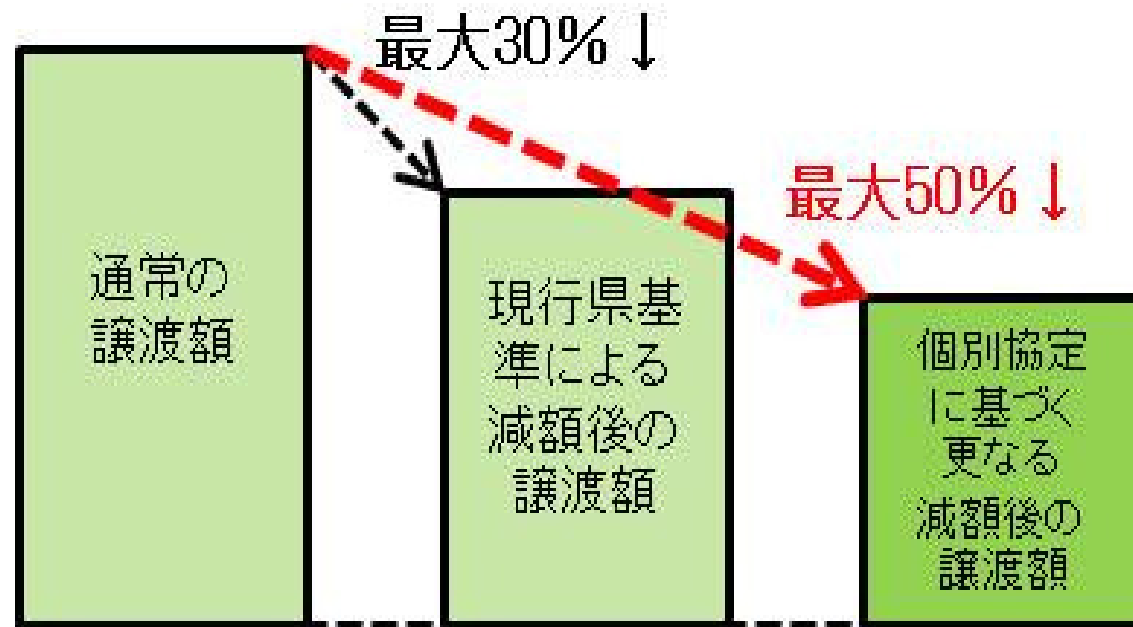


天理マルシェ（イベント）

○個別協定における財政支援（県有財産の譲渡・貸付）

支援内容

現行の県基準による減額率から
さらに20%をかさ上げ



○まちづくり連携協定 H28関連予算

H28予算:計413百万円

○市町村との協働まちづくりへの応援 H28予算：20百万円
・連携協定の締結に向けた、まちづくりイメージ整理のための調査・検討

○市町村とのまちづくり連携の推進 H28予算：289百万円
・まちづくり基本構想等の検討、ハード事業、ソフト事業の実施を支援

○奈良の農・林・食の賑わい創出を支援 H28予算：3百万円
・農産物等を生産者が直接販売するマルシェを支援（天理市、御所市）

○まちづくり連携協定関連道路の整備 H28予算：71百万円
・連携協定を踏まえた道路整備の推進（天理環状線、三輪山線 他）

○近鉄大福駅周辺地区拠点整備の推進 H28予算：30百万円
・連携協定を踏まえた桜井県営住宅県有地を活用したまちづくりの推進

○これまでの取り組み（１）

1 3市町村（36地区）と包括協定を締結

H26.10.17	天理市(4)	H27. 7.31	高取町(3)
H26.11.19	大和郡山市(2)	H27. 8. 4	御所市(1)
H26.12.22	桜井市(5)	H27. 9.17	三宅町(1)
H27. 1.23	奈良市(4)	H27.10.15	明日香村(2)
H27. 2.20	五條市(2)	H27.12.25	宇陀市(4)
H27. 3.20	橿原市(3)	H28. 2.22	大淀町(1)
H27. 7. 6	大和高田市(4)		

※ 平成28年5月23日現在
（ ）内は地区数

○これまでの取り組み（２）

10地区で基本協定を締結

○天理市（3地区）

- ・天理駅周辺地区　・朝和・柳本校区を中心とした南部地区
- ・福住校区を中心とした高原地区

○桜井市（5地区）

- ・中和幹線栗殿近隣周辺地区　・大神神社参道周辺地区
- ・近鉄大福駅周辺地区　・桜井駅周辺地区
- ・長谷寺門前町周辺地区

○五條市（2地区）

- ・五條中心市街地地区　・五條病院周辺地区

※ 平成28年5月23日現在

○各地区の進捗状況について（1）

各段階（ステップ）の定義

（包括協定締結）

STEP 1-1 検討体制整備段階

包括協定締結後、基本構想の検討体制を構築している段階



STEP 1-2 基本構想検討段階

検討体制の構築後、基本構想の検討をしている段階



（基本協定締結）

STEP 2 基本計画検討段階

基本協定の締結後、基本計画の検討をしている段階



（個別協定締結）

STEP 3 事業段階

個別の事業を実施している段階

○各地区の進捗状況について（２）

各地区の進捗状況を地域デザイン推進課HPにて公表

県と市町村の協働によるまちづくりについて/奈良県公式ホームページ - Internet Explorer

http://www.pref.nara.jp/37983.htm

県と市町村の協働によるまち... x

この地域

天理市福住校区を中心とした高原地区

平成28年3月31日 基本協定締結 [基本協定書](#) · [対象区域](#) · [基本構想](#)

◆協定を締結している各市町村の進捗状況は下記のとおりです（平成28年3月末時点）

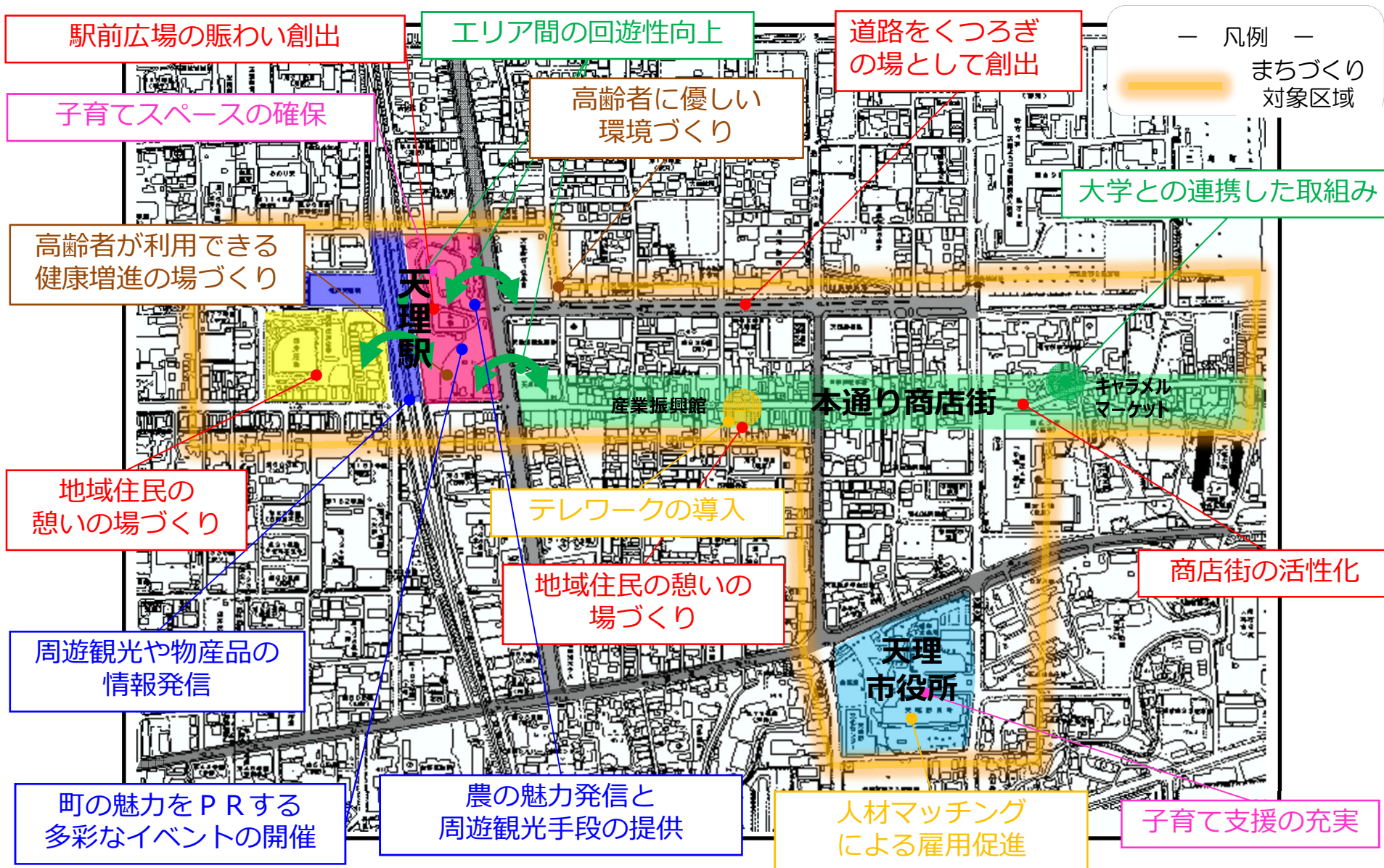
市町村 (協定締結日)	協定締結地区	地区 STEP1-1 検討体制 整備段階	地区 STEP1-2 基本構想 検討段階	地区 STEP2 基本計画 検討段階	地区 STEP3 事業段階	事業実施
天理市 (H26.10.17)	天理駅			体制表 基本構想		天理マルシェ
	南部			体制表 基本構想		
	高原			体制表 基本構想		
	櫛本	○				
大和郡山市 (H26.11.19)	近鉄郡山駅		体制表			
	昭和工業団地	○				
桜井市 (H26.12.22)	中和幹線栗殿			体制表 基本構想		医療・福祉・防災の 新拠点整備
	大神神社			体制表 基本構想		
	近鉄大福駅			体制表 基本構想		
	桜井駅			体制表		

クリックで
内容ページへ

スタート desknet's NEO - Interne... 共通端末TOP - Interne... 県と市町村の協働によ... 付箋 280523 市町村長サミット... CAPS KANA 21:03

○具体的な取組み事例①（天理駅周辺地区）

まちづくり基本構想（構想図）



○具体的な取り組み事例①（天理駅周辺地区）

個別事業

- ・ 駅前広場の整備（南ゾーン広場、交通ターミナル、団体待合所）
- ・ 天理マルシェの開催
- ・ テレワークの導入



マルシェ



交通ターミナル（整備済）



南ゾーン広場整備イメージ



テレワーク



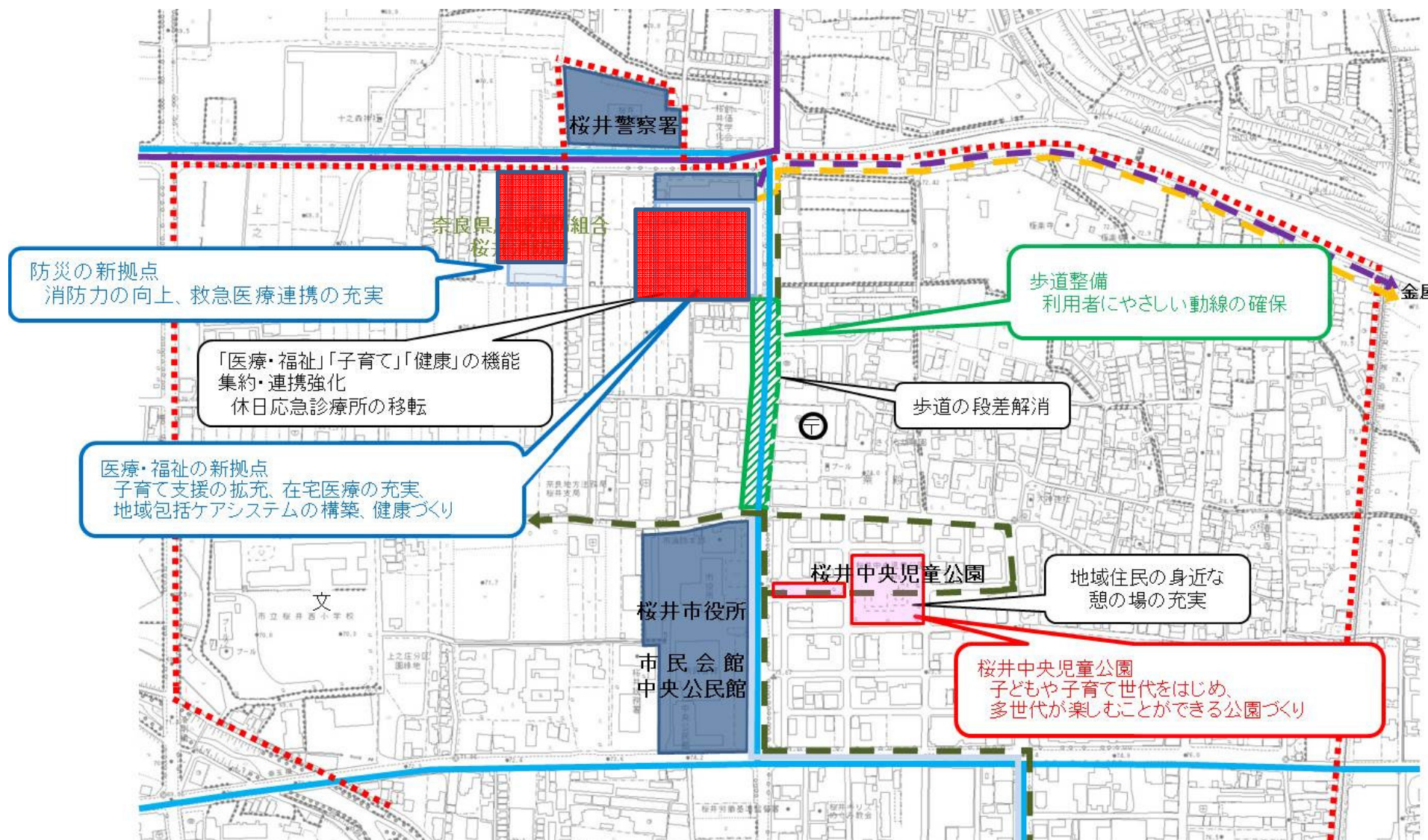
南ゾーン広場整備（整備中）



団体待合所イメージ

○具体的な取組み事例②（中和幹線栗殿近隣地区）

まちづくり基本構想（構想図）



○具体的な取組み事例②（中和幹線栗殿近隣地区）

個別事業

- ・医療・福祉の新拠点（旧県桜井総合庁舎）の整備（H28年8月稼働予定）
- ・防災の新拠点の整備（旧県桜井土木事務所）の整備（H29年1月稼働予定）

○医療・福祉の新拠点（旧県桜井総合庁舎）耐震化及び大規模改修工事

着工前



工事中



○さいごに

県と市町村とのまちづくり連携協定については、ご要望がありましたら、まだ締結していない市町村の皆さまとも、積極的に協定締結を進めてまいりたいと考えています。

～ ご清聴ありがとうございました ～

県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について

1. 趣旨

- 人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者をはじめとする住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要であり、地域性を活かした、賑わいのある住みよいまちづくりを進めるためには、その中心となる拠点への都市機能の集積や低未利用地の活用など、拠点を再整備することが必要。
- 県は、広域的な観点から、地域創生に資する、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指す。
- まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについては県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施。

2. 連携協定の必要性

県管理施設の改修や県有地の活用などの県事業と市町村のまちづくりを一体的に検討することにより、効率的なまちづくりが期待できる。

3. 連携協定の基本的な進め方

プロジェクトの進捗にあわせ、段階的に以下の協定を締結し、市町村のまちづくりを支援。

①包括協定【市町村単位】

- ・まちづくり基本構想の策定を目指す。
- ・協働での基本構想策定等、県から市町村に対し、技術支援を実施。

②基本協定【地区単位】

- ・基本構想に基づき、事業計画等を策定し、事業内容や事業主体の決定を目指す。
- ・事業手法の紹介や関係機関との調整を円滑に進めるための支援など、技術支援を実施。

③個別協定【事業単位】

- ・市町村事業に対し、県費補助や県有資産の譲渡額減額など、県が財政支援を実施。

4. 県の支援概要

○包括協定・基本協定段階

- 補助対象： まちづくり基本構想・基本計画、立地適正化計画の策定に必要な経費
- 補助率： 市町村負担額の1/2
- 補助上限額：基本構想・基本計画あわせて20,000千円/地区
- 補助対象期間：事業毎に2年以内

○個別協定段階

①ハード事業への県費補助

- 補助対象： ・まちづくりの中心となる拠点施設の整備や拠点施設周辺の公共インフラの整備等に係る事業に要する経費
- ・原則、連携推進区域※1内で行われる事業で、基本構想または基本計画において事業が明確に位置づけられている事業を対象とする。
- ・原則、国の財政支援(国庫補助金又は交付税措置)がある事業を対象とし、使用料収入等を主な財源として運営を行う施設や県との役割分担、すみ分けの観点から市町村が整備すべき施設に係る事業は対象外とする。※2
- ・個別具体の事業の取扱いは協議により知事が決定。

例 対象施設： 観光案内所、駅、駅前広場、公園、地域包括ケアシステム関連施設、子育て支援関連施設、文化関連施設、駅ナカアンテナショップ、バスターミナル、無電柱化、(遊)歩道、拠点施設へアクセスする市町村道※3
対象外施設： 病院、公営住宅、庁舎、駐車場

※1 地区の基本構想または基本計画において、連携によるまちづくりの検討や事業の実施を行う区域として設定するもの

※2 ただし、本来県で整備すべきまちづくりの中心となる拠点施設等に関して、市町村が整備する事業については、補助対象とする。

※3 地域における主要なアクセス道で、2車線以上の道路との接続部分からまちづくりの中心となる拠点施設までの区間内を対象とする。

補助率： 原則、市町村の公債費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の1/4

補助の方法：事業年度の翌年度に一括で補助

②ソフト事業への県費補助

- 補助対象： ・地区の持続的発展や活性化を企図した、賑わいづくりの「イベント※4」や「地域における移動の確保等」に資する取り組みに要する経費
- ・原則、連携推進区域内で行われる事業で、基本構想または基本計画において事業が明確に位置づけられており、まちづくり拠点施設と一体となって効果を発現する事業を対象とする。
- ・原則、地域住民生活等緊急支援交付金や既存の県補助制度を活用することとし、個別具体の事業の取扱いは協議により知事が決定。

例 対象事業： イベント
バスの運行・レンタサイクル等地域における移動の確保に必要な事業、ハード事業の事業化のための検討・計画・調査費
対象外事業：パンフレット、マップの作成

※4 新規に実施され継続性が認められるもので、広く(市外から)人を呼び込み地域内外の交流を促進するものを対象とする。

補助率：原則、市町村負担額の1/2

補助上限額：原則、「イベント」・「地域における移動の確保等」のそれぞれで20,000千円/地区

補助対象期間：原則、事業毎に3年以内(3年を超える場合は別途協議)

補助の方法：事業年度に一括で補助

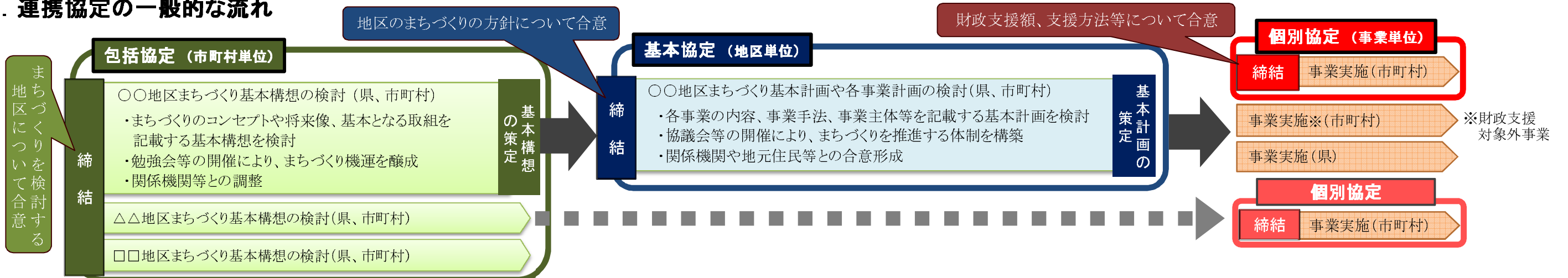
③県有資産の貸付・譲渡

支援内容： 現行の減額基準を20%かさ上げ

支援期間：貸付については貸付期間を通して適用

※ 個別協定段階における上記①、②については、議会による予算の議決を前提とする。

5. 連携協定の一般的な流れ



市町村とのまちづくり連携協定 進捗状況表（平成28年5月23日時点）

市町村 (包括協定締結日)	協定締結 地区	地区 STEP1-1	地区 STEP1-2	地区 STEP2	地区 STEP3	事業実施
		検討体制 整備段階	基本構想 検討段階	基本計画 検討段階	事業段階	
天理市 (H26.10.17)	天理駅	○		体制表 基本構想		天理マルシェ
	南部			体制表 基本構想		
	高原			体制表 基本構想		
	北部					
大和郡山市 (H26.11.19)	近鉄郡山		体制表			
	昭和工業団地	○				
桜井市 (H26.12.22)	中和幹線粟殿			体制表 基本構想		医療・福祉・防災の新 拠点施設の整備
	大神神社			体制表 基本構想		
	近鉄大福駅			体制表 基本構想		
	桜井駅			体制表 基本構想		
	長谷寺門前町			体制表 基本構想		
奈良市 (H27.1.23)	奈良公園		体制表			
	八条・大安寺		体制表			
	大和西大寺		体制表			
	平松		体制表			
五條市 (H27.2.20)	五條中心市街地			体制表 基本構想		
	五條病院			体制表 基本構想		
橿原市 (H27.3.20)	大和八木駅		体制表			
	医大		体制表			
	橿原神宮前駅	○				
大和高田市 (H27.7.6)	シビックコア		体制表			
	近鉄・JR高田駅	○				
	近鉄高田市駅	○				
	常光寺池公園	○				
高取町 (H27.7.31)	土佐街道及び高取城跡	○				
	健幸の森	○				
	与楽古墳群	○				
御所市 (H27.8.4)	御所中心市街地		体制表			
三宅町 (H27.9.17)	近鉄石見駅	○				
明日香村 (H27.10.15)	飛鳥宮跡	○				
	飛鳥駅	○				
宇陀市 (H27.12.25)	近鉄榛原駅	○				
	宇陀松山	○				
	うたの古市場	○				
	室生寺門前及び 室生口大野駅	○				
大淀町 (H28.2.22)	大淀病院跡地及び 近鉄下市口駅	○				

※「体制表」、「基本構想」それぞれをクリックすると体制表と基本構想が表示されます。